

正 会 員 各 位

(一社) 全国ＬＰガス協会

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について  
の一部を改正する規程について (お知らせ)

標記につきましては、令和７年３月３１日付け全Ｌ協保安・業務Ｇ６第２６９号において、経済産業省より意見公募されたことをお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、令和７年６月３０日付けにおいて規程の公布・施行となりましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

#### 改正概要

ＬＰガスの緊急時対応に関する「３０分ルール」の適用範囲が拡大され、自然災害発生時に支援活動を行う国または地方公共団体が、職員に対して「質量販売緊急時対応講習」を実施できるようになった。これにより、講習を修了した職員は３０分ルールの対象から除外され、災害時の支援活動をより迅速に開始することが可能となった。

#### 改正概要等掲載URL

【経済産業省】

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/20250630\\_hoangyoumukiteiunyokaisyaku.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/20250630_hoangyoumukiteiunyokaisyaku.html)



【意見募集結果】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595125030&Mode=1>



以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、湯口、國坂